



後期高齢者医療制度についてのお知らせ

○被保険者証が新しくなります

75歳以上の方や、65歳以上で一定の障がいのある方が加入している後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります。お手元に届いたら、住所や氏名、自己負担割合などを必ず確認してください。現在交付済みの被保険者証(薄桃色)の有効期限は7月31日(水)です。8月1日(木)からは(青色)に変わります。

▶自己負担割合 1割 一般および低所得者 / 2割 一定以上の所得のある方 / 3割 現役並み所得者

※ 自己負担割合は、令和5年中の所得によって決定します。

▶交付の時期 8月1日(木)から使用できる被保険者証(青色)を7月下旬に特定記録郵便で郵送します(簡易書留での郵送を希望する方は、7月5日(金)までに役場本庁町民課または各支所までご連絡ください)。

①限度額適用・標準負担額減額認定証

- ▶要件 ①保険料の滞納がない ②令和6年度の住民税が非課税の世帯
③世帯内に所得の未申告者がいない(18歳以下を除く)

②限度額適用認定証

- ▶要件 ①保険料の滞納がない ②令和6年度の住民税課税所得^(※1)が145万円以上690万円未満
③世帯主と世帯内の被保険者に所得の未申告者がいない

(※1)世帯主かつ世帯内に19歳未満の方がいる場合、判定に使用する所得は、住民税課税所得と異なる場合があります。

①②の有効期限は7月31日(水)です。現在保有していて次の要件を満たしている方は、保険証と一緒に送りますので、申請の必要はありません。新規の交付については、申請が必要です。

○保険料の決定通知書を送付します

令和6年度の保険料額決定通知書を7月中旬にお送りします。保険料は、一人一人に等しくかかる「均等割額」と、所得に応じた「所得割額」の合計額です。

一人当たりの	均等割額	所得割額
保険料(年額) = 51,930円 + (総所得金額等 - 43万円【基礎控除額】) × 所得割率10.16パーセント		

○保険料の決定通知書を送付します

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、健康保険証利用登録済みのマイナンバーカードで受診が可能です。本年12月2日以降は、紙の被保険者証の新規発行が廃止されますので、マイナンバーカードの取得と被保険者証の利用登録をお願いします。

マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除され、「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

問：(保険資格について) 町民課 電話：72-7300 / (保険料について) 税務課 電話：73-7301



愛媛FCからマッチタウン愛南町のお知らせ

ニンジニアスタジアム(愛媛県総合運動公園)でマッチタウン愛南町が開催されます。

▶日時 8月3日(土) 19:00キックオフ ▶対戦相手 徳島ヴォルティス

愛南町に在住の方は、通常よりお得な下記チケットを購入いただけます。

・B自由席が、高校生以下無料(通常前売700円) ・一般の方は1,000円(通常前売2,100円)

オンラインチケットは、右記二次元コードから購入手続きができます(JリーグIDの登録・取得が必要です)。

▶チケット販売期間 ・一般チケット：7月26日(金) 8:30~ 8月2日(金) 17:15 (販売場所:役場本庁生涯学習課)
・オンラインチケット：8月1日(木) 12:00まで



問：生涯学習課 電話：73-1112



令和6年度物価高騰重点支援給付金のご案内

物価やエネルギー価格の高騰により、生活への負担が大きい令和6年度に、新たに住民税非課税または住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、臨時的な給付措置として「物価高騰重点支援給付金」が給付されます。

※令和5年度物価高騰重点支援給付金10万円、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金7万円を受給している世帯は対象外です。



愛南町
ホーム
ページ

【住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯への給付について】

▶対象者

令和6年6月3日(基準日)において、愛南町の住民基本台帳に記録されている方で、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯(住民税課税者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)

▶給付額

1世帯当たり一律10万円(原則口座振り込み)

18歳以下の子どもがいる世帯に加算給付として、対象の子ども1人当たり5万円

▶手続き方法

対象となる世帯には確認書を7月上旬頃に送付予定です。内容をご確認の上、必要な手続きをお願いします。**【提出期限:9月30日(月)】**

(窓口の混雑が予想されますので、できる限り郵送でお願いします)

令和6年6月3日(基準日)時点で別住所の子どもを扶養している世帯主は申請が必要です。役場本庁保健福祉課までご連絡ください。令和6年度分の住民税未申告の方がいる世帯は役場本庁税務課で申告をしてください。

問：保健福祉課 電話：72-1212



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金(「調整給付金」)のご案内

○調整給付金とは

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者および同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円(令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円)の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、当該減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算出した「調整給付金」が給付されます。

▶対象者

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方。

※定額減税可能額：所得税分=3万円×減税対象人数

：個人住民税所得割分=1万円×減税対象人数

※減税対象人数：納税者本人+同一生計配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数

▶給付額

所得税および個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が給付額となります。

▶手続き方法

対象となる方には、確認書を8月上旬頃に郵送します。内容をご確認の上、必要な手続きをお願いします。

▶提出方法

同封している返信用封筒にて郵送してください。【提出期限:令和6年9月30日(月)】

役場本庁税務課や最寄りの支所・公民館へ直接提出することも可能ですが、混雑を避けるためできる限り郵送での提出にご協力をお願いします。

※支所や公民館では、確認書等に関するお問い合わせはできませんので、ご注意ください

問：税務課 電話：72-7301



愛南町
ホーム
ページ



定額減税や給付金をかたった不審な電話やメールなどにご注意ください

定額減税について、国税庁（国税局、税務署を含む）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話で聞くことや、ATMの操作を促すような連絡をすることはありません。

不審な電話やメール等があった場合は、役場本庁税務課までご連絡ください。

問：税務課 電話：72-7301



消費生活通信

【消費生活に関する情報をお知らせします】
～消費生活相談員ってどんな人？～

町では、消費生活に関する相談窓口を開設しており、毎週木曜日は消費生活相談員が在勤しています。

【消費生活相談員って何をする人？】

地方公共団体の消費生活相談センターや窓口で消費生活相談やあっせんに対応する専門職です。

モノやサービスの売買に関する消費者の苦情や問い合わせなどの相談を受け付け、公正な立場で被害の防止や解決に導くことが消費生活相談員の役割です。

消費生活相談員は、消費者問題の知識だけではなく、法律・制度の知識、社会の動きなどさまざまな知識や消費者に寄り添い、きちんと耳を傾け、正確に伝える能力が求められます。

【消費生活相談員のお仕事】

- 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせん
- 消費者による主体的な問題解決の促進・支援
(消費生活の専門家としての一般的な消費生活に係る適切な助言など)
- 他の専門家などへの橋渡し
- 相談結果の整理・分析や消費者教育・消費者啓発への活用
- 消費生活相談の現場で把握した問題点などの関係部局に対する情報提供



【消費生活相談員になるには】

消費生活相談員は、「消費生活相談員資格試験」に合格した者またはこれと同等以上の専門的な知識および技術を有すると都道府県知事もしくは市町村長が認めた者のうちから任用されます。

【消費生活相談員資格試験って？】

「消費生活相談員資格試験」は、消費者安全法に基づき実施される国家資格試験です。

毎年1回実施しており、6月下旬から7月下旬の間、試験の申込受付をしています。

この試験に合格すると、消費生活相談員資格（国家資格）と消費生活専門相談員資格の両方が付与されます。



愛南町
ホーム
ページ

問：消費生活相談窓口（商工観光課内） 電話：72-1405

訂正：6月号P10の記事で満倉行政協力員水野^{のりあき}明さんの氏名、同ページの内尾串第三副行政協力員増岡^{ひろふみ}博文さんの読み、P11の記事で後3行政協力員安岡^{みちお}道雄さんの氏名に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。
P13の記事で【7.職員数の状況】内、一般行政部門衛生区分において、主な増減理由を「業務見直しによる減員」に訂正してお詫び申し上げます。

お知らせ

日曜総合健診について

- ▶実施日 9月29日(日)・11月10日(日)
 - ▶場所 城辺保健福祉センター
 - ▶受付時間 8:30~12:00
 - ▶費用 無料
 - ▶申込期限 <完全予約制>
9月29日分:8月16日(金)17:00まで
11月10日分:9月27日(金)17:00まで
- ※定員になり次第申し込みを締め切ります。WEB予約も可能です。
当日は託児有(要予約)
- ▶申込方法
コールセンター(電話:0120-489-355)またはWEB予約(24時間受け付け)

問:保健福祉課
電話:72-1212



健診予約システム

健(検)診内容	対象
特定健診	30歳以上(40歳以上は受診券と保険証が必要)
胃がん・大腸がん 肺がん検診	40歳以上
前立腺がん検診	50歳~79歳男性
子宮頸がん検診	20歳以上女性
骨粗しょう症検診	20歳~79歳女性
乳がん検診 (マンモグラフィー)	40歳以上女性
乳がん検診 (乳房超音波検診)	30~39歳女性
肝炎ウイルス検診	40歳以上(過去に受診したことのない方)

お知らせ

マイナンバーカードをつくりませんか?

訪問申請サポートについてお知らせします

ご自宅等へ職員が出張訪問し、マイナンバーカードの申請手続きをサポートします。必要書類がそろっていれば、一度も役場に来ることなくマイナンバーカードを取得できます。役場本庁町民課までお気軽にご相談・お問い合わせください。

※必要書類がそろわない場合は窓口に取り取りにお越しいただきますのでご了承ください。

- ▶対象者
75歳以上・身体障がい者・要介護等で外出が困難な方
※町内在住で、町内に住所登録があり、はじめてマイナンバーカードをつくる方に限ります。
※当日は介助者等の同席が必要です。
- ▶申込方法
訪問希望日の5日前までに事前予約が必要です。役場本庁町民課へお申し込みください。

問:町民課
電話:72-7300



愛南町
ホームページ



訪問申請サポート

【7月開設日】

7月28日(日)10:00~16:00

※申込締め切り日 23日(火)まで

○今後の実施予定



来月以降の実施予定日	申込締め切り日
8月25日(日)	8月20日(火)
9月29日(日)	9月24日(火)
10月27日(日)	10月22日(火)
11月24日(日)	11月19日(火)
12月22日(日)	12月17日(火)

※都合により変更になる場合があります。



「ふるさと小包」で大学生等の生活を応援します！

※町外の高校に在学し、町外に居住している方も対象です！

物価が高騰する中で、学生生活を送る愛南町出身の学生の方を応援するために、町の特産品を贈ります。

▶送付対象者 町外の大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校、専門学校(専修学校専門課程)、高等学校、中等教育学校(4年生以上)、特別支援学校に在学し、町外に居住している学生など

▶申請者 対象となる大学生等を扶養している保護者(町内に住所を有する方)

▶申請期間 ・7月1日(月)~10月31日(木)(第1便と第2便を発送します)

・11月1日(金)~令和7年1月31日(金)(第2便のみを発送します)

▶小包の内容 生活応援セット(愛南特産品) ★3つのコースから選択できます。

※第1便と第2便とでは発送内容が異なります。

▶申請方法 所定の申請用紙に必要な書類を添えて、郵送または持参にて申請してください。

※申請用紙は、町ホームページまたは役場本庁企画財政課 政策推進室、各支所にて取得できます。

▶申請先 役場本庁企画財政課 政策推進室または各支所 **問**：企画財政課 政策推進室 電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ



児童手当拡充に係る手続きについて

本年10月より児童手当の抜本的拡充が実施されます。拡充に伴い、対象となる方は以下の手続き等が必要です。また、拡充後の初回支給(12月)に反映させるためには、11月22日(金)までに申請をお願いします(申請期限令和7年3月31日まで)。

▶拡充内容

①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長

③多子加算について第3子以降3万円とする

※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、進学・就職等の状況にかかわらず、22歳年度末(大学生年代)までの上の子について、親などの経済的負担等がある場合をカウント対象とする。

④支払い月を年3回から隔月(偶数月)の年6回とし、拡充後の初回支給を令和6年12月とする

▶基準日

令和6年10月1日時点(申請後に内容等が変更となった場合、適宜、変更に係る手続きをお願いします)

▶拡充後月額

○3歳未満：第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円

○3歳~高校生年代：第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円

▶各種手続き

①所得制限の撤廃

・現在、所得限度額超過の方は、児童手当および特例給付(5,000円)が未受給となっています。改めて認定請求書の提出が必要です。

②高校生年代までの支給期間の延長

・高校生年代の児童のみを養育している場合は認定請求書の提出が必要です。

・高校生年代の児童で支給要件児童として認定されていない児童を養育している場合は額改定申請書の提出が必要です。

・すでに支給要件児童として、認定されている児童を養育している場合は申請不要です。

③多子加算について第3子以降3万円とする

・新たに多子加算を受ける18歳年度末以降22歳年度末(大学生年代)までの子がいる方は、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です。

・多子加算の対象となる子がいない場合は、申請不要です。

▶その他

・施設等受給資格者についても適宜手続きをお願いします。

・公務員の方は勤務先へご確認ください。



愛南町
ホーム
ページ

問：保健福祉課 子育て支援室
電話：73-7135

お知らせ

平城貝塚啓発事業 「平城貝塚ケーキを作ろう！」

町の重要な文化財である平城貝塚を身近に親んでもらうため、次のとおり平城貝塚啓発事業を開催します。今年度はおかしあそび考古学者のヤミラ先生をお招きし、貝塚から出土した貝類などをイメージしたデコレーションケーキを作ります。

▶開催日 7月21日(日)

午前・午後の部に分けて開催予定

午前の部 10時～／午後の部 14時～

▶場所 御荘文化センター調理室

▶応募要件 小学生以上、大人の方も参加可能

小学3年生までの児童は、保護者の同伴をお願いします。

▶定員 20人(午前の部10人、午後の部10人)

▶参加費 無料

▶申込期限 7月16日(火) 17:00まで
(※ただし定員に達し次第締め切り)

▶申込方法

下記お問い合わせ先までお電話でお申し込みください(食品アレルギーをお持ちの方は要相談)。

問：生涯学習課 電話：73-1112

お知らせ

男女共同参画について学習しませんか

男女共同参画に関する学習会を実施する事業所またはグループに対して、学習会開催のために必要な経費を補助します。

▶対象団体等

次に掲げる全ての要件に該当すること

①町内に在住する者(町内の事業所に勤務する者を含む)で構成されていること

②10人以上で構成されていること

③すべての構成員が町税等を滞納していない者(事業所にあつては、事業所に係る町税等の滞納がない者)であること

▶対象経費

講師への謝金と交通費、消耗品費、会場使用料

▶補助金額

予算の範囲内で補助しますのでご相談ください。

▶申請方法 学習会実施日の1か月前までに申請書の提出が必要です。

講師についての情報提供や、学習用DVDの貸し出しも行っています。お気軽にご相談ください。

問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ



文化団体・スポーツ団体の皆さん!

「広報あいなん」で自分たちの活動を紹介しますか?

広報あいなん「文化団体活動紹介」・「あいなんスポーツ天国」のコーナーでは町内で活動する文化団体(町文化団体に加盟している団体に限る)やスポーツチームを紹介しています。

…ダンスや楽器演奏を一緒に楽しむ仲間を集めたい方

…書道や生花、絵画など作り上げた作品をもっとみんなに見てもらいたい方

…大会で活躍した事を知ってもらいたい方

…一緒に楽しく汗を流すメンバーを増やしたい方 など

取材にご協力いただける団体はぜひ、ご連絡ください。

総務課 電話：72-1211



取材の進め方

1. 取材日の調整を行います(基本的には各団体の都合に合わせて)。
2. 普段どおりに練習しているところへ広報担当者が出向いて取材を行います(所要時間は1時間程度)。
取材内容は、チーム代表者(主将、監督など)へのインタビューや集合写真の撮影などを行います。
3. 記事が出来上がり次第、チーム代表者に内容の確認を行っていただきます。
※ケーブルテレビ(愛媛CATV)の取材も同時に行い、「びやびや愛南タイム」の中で放送します。

お知らせ

7月28日は世界肝炎デーです

7月28日は世界肝炎デーと定められており、ウイルス性肝炎のまん延防止および患者・感染者への差別解消などを目的とした啓発活動が行われています。

町では、肝硬変や肝がんへ移行する可能性のあるC型肝炎とB型肝炎を早期発見するために、肝炎ウイルス検査を行っています。これまでに検査を受けたことのない方は、この機会にぜひ受診しましょう。

- ▶対象 愛南町に住所があり、40歳以上の方（これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方）
- ▶費用 無料

問：保健福祉課
電話：72-1212



WEB
予約専用
ページ

お知らせ

7月は「社会を明るくする運動」 強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動で、今年で74回目になります。

町では、【～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～】として、さまざまな活動を行っています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

令和6年度住宅新築・リフォーム補助金

住宅の新築・増改築・リフォームを、町内所在の建設業者などで行う方に対して、補助金対象工事費が50万円以上の場合に10分の1に相当する額を予算の範囲内で補助します。補助額の上限額は20万円です。

- ▶申請方法 工事に着手する前に補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。申請書は町ホームページ、または役場本庁建設課にて取得できます。

問：建設課
電話：72-7313



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

「令和6年度愛南町人権・同和教育指導者養成講座」を開催します

この講座は、町職員・教職員を対象にしています。一般の方も参加できますので、関心のある方はぜひお越しください（事前申し込みは不要）。演題や講師等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

開催日	テーマ
7月11日(木)	女性
7月22日(月)	障がいのある人
8月9日(金)	ハラスメント
8月22日(木)	インターネット
9月10日(火)	同和問題

- ▶開催時間 15:30～17:00
- ▶開催場所 愛南町役場 3階大会議室

問：生涯学習課 人権啓発室
電話：72-1530



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

歯周疾患検診

歯周病の早期発見・早期治療のために20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。

検診を受けるためには医療機関への依頼書が必要ですので、事前に保健福祉課にお申し込みください。（※20歳、30歳、40歳の方には送付していますので、事前の申し込みは不要です）

- ▶令和6年度対象者

年齢	対象生年月日
20歳	平成16年4月1日～平成17年3月31日
30歳	平成6年4月1日～平成7年3月31日
40歳	昭和59年4月1日～昭和60年3月31日
50歳	昭和49年4月1日～昭和50年3月31日
60歳	昭和39年4月1日～昭和40年3月31日
70歳	昭和29年4月1日～昭和30年3月31日

- ▶検診料 無料 ※治療代は自己負担になります
- ▶受診期間 令和7年2月28日(金)まで

問：保健福祉課 電話：73-7400

お知らせ

情報公開・個人情報保護制度についてお知らせします

情報公開制度は、町から公表・提供される情報以外に知りたい情報があるときに、町民の皆さまからの請求に応じて町が保有する「公文書」を開示するものです。

また、個人情報保護制度では、町が保有する本人の個人情報を本人からの請求に応じて開示することができます。いずれの制度も、町政の公正性・透明性を確保するとともに、町民への情報提供を積極的に行い、町政に対する理解度を深めていただくことを目的としています。

○開示方法

公文書の閲覧や写しの交付により開示します。

○手続方法

開示を希望される方は、部局ごとの窓口または町ホームページにある「公文書開示請求書」または「保有個人情報開示請求書」に必要事項を記入し、提出してください。

○令和5年度の運用状況

1 公文書の開示請求者数および開示状況

部局	請求者数	決定等の件数		
		開示	部分開示	不開示
町長	27	18	5	4
教育委員会	7	4	2	1
選挙管理委員会	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0
議会	12	11	1	0
計	46	33	8	5

2 本人の個人情報に係る開示請求者数および開示状況

請求者数	決定等の件数			
	開示	部分開示	不開示	不存在
2	2	0	0	0

問：総務課 電話：72-1211

募集

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会
会員および賛助会員の募集について

愛南グリーン・ツーリズム推進協議会(事務局：町農業支援センター)は、町内の各種イベントを通じて都市部との交流人口の増加を図ったり、子どもたちを対象に実りある体験を提供するなど、愛南町の振興に寄与することを目的に活動しています。

本協議会では、より活発な活動を推進していきたいという思いからこの活動方針に賛同し、イベント等と一緒に活動していただける「会員」と、活動を支援していただける「賛助会員」を募集しています。

興味のある方は、ぜひお気軽にお問い合わせください。

▶年会費

個人：1口1,000円

団体または企業：1口5,000円

▶会員・賛助会員特典

①会員証発行(体験会で割引等の優待を受けられます)

②粗品プレゼント(昨年：飲む晩柑ゼリー、なーしくんグッズ)



問：農業支援センター 電話：72-7311



さ〜て! 今月のかんきょうかわら版は〜!

『簡単&効果的! 家庭での涼しさアップ術』



愛南町
ホーム
ページ

暑くなるこれからの季節、快適に過ごすために家庭で簡単にできる暑さ対策をご紹介します。すだれやよしずを窓に設置すると、窓から差し込む日光を遮断しながら風を通すことができ、使用する際に水をかけると室内に入る風の温度を2℃下げる効果があります。

かんきょうかわら版7月号では、この他にも手軽に実践できる取り組みを紹介していますので、ぜひご覧ください。

問：環境衛生課 電話：72-7316



お知らせ

国民健康保険 被保険者証の一齐送付・更新について

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日(水)です。新しい被保険者証は7月下旬に普通郵便で送付します。

【修学のため町外に転出している国民健康保険被保険者の皆さまへ】

現在、修学のため町外に転出している方で、引き続き修学の必要がある場合は更新手続きが必要です。

▶手続きに必要なもの 在学証明書(証明書の日付は7月1日(月)以降のもの)、個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類、被保険者証

▶手続き場所 役場本庁町民課または各支所

※修学が終了した場合も届け出が必要ですので、役場本庁町民課または各支所にお越しく下さい。

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

国民年金保険料免除等の申請を受け付けします

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予となる制度があります。

今年度の免除等の受け付けは7月1日(月)からで、令和6年7月分から令和7年6月分までの期間を対象として、本人・配偶者・世帯主の前年の所得により審査を行います。保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、年金事務所または役場本庁町民課へご相談ください。

※保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

問：宇和島年金事務所
電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

国民健康保険 医療費の 限度額適用認定証などの受け付け

医療機関を受診する際、事前に窓口で提示していただくと医療費の支払いが自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」などの有効期限は7月31日(水)です。8月からも引き続き必要な方は、再度申請してください。

なお、世帯内に住民税の未申告者がいる世帯や、保険料の未納がある世帯については、その場で交付できない場合がありますので窓口でご相談ください。

▶申請受付 7月22日(月)から

▶必要なもの 該当者の保険証、マイナンバー確認書類、本人確認書類

▶手続き場所 役場本庁町民課または各支所

なお、マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

「愛南町暴力追放JUMIN大会」を開催します

暴力団のいない明るく住みよいまちづくりを実現するため、関係機関が一体となって「愛南町暴力追放JUMIN大会」を開催します。

当日は弁護士による反社会的勢力排除についての講演、愛媛県警察本部から暴力団の現状と対策に関する報告、またアトラクションとして南宇和高等学校吹奏楽部によるステージ演奏などが行われます。ぜひご参加ください。

▶日時 8月3日(土) 13:00~15:00

▶場所 御荘文化センターホール

▶参加申込 不要

問：総務課 電話：72-1211



▲前回大会の様子(令和4年度)

募集

申し込みは8月14日(水)まで

令和7年度採用【第2回:通常募集】の愛南町正規職員を募集します

試験区分	採用予定人数	対象年齢等※	受験資格
一般行政職(初級)	3名程度	高卒見込~45歳まで	
薬剤師	1名	45歳まで	薬剤師の免許(見込み)を有する
看護師	3名程度	45歳まで	看護師の免許(見込み)を有する
建築・土木技師(初級)	若干名	45歳まで	建築:建築士の資格(見込み)を有する 土木:高等学校もしくは大学等の土木課程修了(見込み)または高卒以上の土木の専門的知識技能を有する
保育士	若干名	新規卒業見込みのみ	保育士証および幼稚園教諭の免許(見込み)を有する
	若干名	有資格者45歳まで	保育士証および幼稚園教諭の免許を有する
消防職員	若干名	高卒見込~30歳まで	消防活動に支障のない体力を有し、心身ともに健康で次の身体基準を満たす(視力:矯正視力が両目とも1.0以上、聴力:正常)

※新規卒業見込:令和7年3月末に短大、大学等を卒業予定の方/45歳:昭和54年度中に生まれた方
30歳:平成6年度中に生まれた方

○試験方法

試験区分	1次試験	2次試験
一般行政職(初級)	事務適正検査 教養試験 職場適正検査	作文試験 個人面接 ※一般行政職(初級)のみ集団討論を実施
薬剤師		
看護師		
建築・土木技師(初級)	事務適正検査 教養試験 職場適正検査 専門・実技試験	
保育士		
消防職員	教養試験 職場適正検査 体力試験	

○採用試験日程・会場

1次試験

日時:9月22日(日) 9:00~

会場:役場本庁、御荘B&G海洋センター

合格発表:10月上旬(予定)

2次試験

日時:11月中旬(予定)

会場:役場本庁

合格発表:11月下旬(予定)

○受付期間

7月26日(金)~8月14日(水)

○申込期限

8月14日(水)

インターネット上で受け付け

○試験申し込み方法

職員採用専用サイトより申し込み(町ホームページのトップ画面よりアクセス)してください。

※今年度から専用サイトにて申し込みの受け付けを行いますので紙媒体での申し込みはありません。全ての手続きはネット上で完結します。

問:総務課 電話:72-1211



愛南町
ホーム
ページ

先輩職員の声



仕事と子育てを両立しながら
ふるさとの情報発信に奮闘中

Q. 普段はどのように仕事を進めていますか？

A. ふるさと納税事務を進める中で持ち前のコミュニケーション能力を生かし、町内の事業者さんと協力しながら、ふるさと納税の返礼品開発やパンフレット制作をしています。



子どもの成長を見守れる
喜びを感じて

Q. 保育士になって良かったことは？

A. 命を預かっているという責任感は重く、体力勝負な部分もありますが、ふとした瞬間の子どもの成長にやりがいと喜びを感じます。



手と目で見て護る

Q. 患者さんと接する上で心がけていることは？

A. 過ごしやすさや安心感を持ってもらえるように、入院患者さんやご家族の方との積極的なコミュニケーションを意識しています。



備えあれば憂いなし
非常用持ち出し袋の用意を

Q. 防災対策課でどのような業務をしていますか？

A. 地域からの要望で防災倉庫等の整備や防災に関する講座を実施しています。現場に出て町民の方と接する機会も多く、さまざまな質問を受けます。災害時の状況や場所により、回答や伝え方が異なり苦慮することはありますが、同時にそのことがモチベーションアップにもつながっています。

Q. 普段から意識していることは？

A. 地震等の災害が発生した場合に備えて、緊張感やスピード感をもって業務に当たっています。



ありがとうの言葉を
やりがいに変えて

Q. 今の職種を志したきっかけは？

A. 子どもの頃、身近に消防士がいて消防服や仕事ぶりを見て格好いいと思ったことをきっかけに職場体験を経て自分も目指しました。

Q. 日頃から大切にしていることは？

A. 救急出動の際、傷病者さんの不安を少しでも取り除けるように声掛けを大切にしています。